

産別会議の調査活動について

宝光井頭雅

はじめに

私は数年前「戦後労働組合の調査活動」に関する小論を書いたが、その時は資料の関係で、産別会議の調査活動には僅かしかふれることができなかった。

このたび立命館大学の坂寄俊雄教授の御好意によって、三〇数年来大切に所蔵されていた産別会議の機関誌を主とする資料をお借りすることができた。本稿は、殆ど専らこの資料の範囲で産別会議を中心とした労組の調査活動について、その主体、種類、方法などを把握しようとする試みたものである。

したがって産別会議の調査上の業績を、産業労働調査局、労働科学研究所、労働調査協議会、関西労働調査会議、九州産業労働研究所等の業績とも関連させて把えることは極く一部分しかできていない。なるべく早い時期に産別会議の調査活動を正しく位置づけて「戦後労働組合の調査活動」を書き改めたいと考えている。

I 産別会議・全労連の調査活動方針

産別会議の調査活動について

一 産別会議の調査活動方針

産別会議（全日本産業別労働組合会議）が発足（一九四六年八月一九〜二〇日結成大会）と同時に調査部を設置したかどうかは明かでない。調査部の存在を手許の資料で確認できるのは『労働戦線』（産別会議の機関紙で一九四六年八月二〇日創刊）第一三三号（一九四七年一月一日）にある指導部体制一覧表においてである。そこには役員の担当専門部として調査部がでているので、調査部が設けられた時期は一九四六年内であったことが判る。

二・一ストのあと産別会議は七月に自己批判大会といわれた臨時大会（第二回大会とされた）^(注1)を開催したが、この大会で初めて規約も決定され、調査部は幹事会の下に設けられる部局の一つとして位置づけられた。それから四ヶ月後、新規約にもとづいて行われた定期大会（第三回大会とされた）において産別会議の調査活動方針が運動方針の一つとして決定されたのであった。一二項目からなる運動方針の第九項目が「調査活動のやり方」^(注2)で、左に掲げるのがその全文である。

九 調査活動のやり方

(一) われわれの調査は闘争のための調査である。はったりや腹げいでは正し

い要求もとまらないし、労働組合の生産復興闘争も思うようにゆかない。ほんとうにしっかりと調査がなされてはじめて強力な闘いがなされるのである。それもただ組合の幹部だけで調査表をつくったり、理くつをでっち上げるのではなく、組合員こそほんとうのことを知っているのだから、それぞれの持場持場でしんげんに調査活動をやって、それを大きくまとめることである。資本家どもその数字を打破る闘争は、なみたいていではないが、積極的にこれをやらなければわれわれは勝てない。

(一) では労働組合は、いま何を目的にして調査活動をするのか。

それは金融独占資本の焦土戦術が労働者をはじめ全人民の生活を苦しめていることを、われわれの身ぢかなことからはじめて一つ一つのことについてこまかく正しく知ることである。われわれは資本家とちがって誰もごまかす必要はないのだから、正しい資料をつくって資本家のうその資料をうちまかすことができるのである。

つまりわれわれの調査は金融独占資本と闘い、われわれの手で生産をたてなおすための武器となるのである。

(二) しかしすべてが資本家のためにつごうよくできている今の日本の社会のからくりでは、権力を握っている相手にたちうちできる資料や数字をつくることはなかなかむずかしい。そこでわれわれは資本家階級の資料や数字をつかみ、労働者の立場に立ってその正体を見ぬき、正しく調べて、反対にこれを利用して闘争の武器とすることを学ばなくてはならない。

(三) 労働組合の調査のやりかたにしても、泥なわ式のつけやきばではほんとうに闘争の役にはたさない。組合員の一人一人はもろろん、組合の機関はふだんからじみな調査活動をやっておくことが大切である。

(四) 以上の点でまだわれわれは、不充分なところが多かったが、少しはよく

なった。さしあたり次のようなことを調査研究して、ますます立派なものになくはないけない。

(イ) 労働者の賃金、労働時間、休み日、衛生状態、健康をまもる設備、職業につきものの病気

(ロ) 物価と生活費のうごき

(ハ) 日本や外国の労働協約、組合規約、綱領、組合の活動のありさま、労働者の組織されたありさま

(ニ) 各経営、産業や金融資本の実際のありさまと動き

(ホ) 労働関係の文書、その他出版物を集めること

(ヘ) 労働関係の法律、規則、労働者の生活に関係するいろいろの法律や規則 (たとえば健康保険法など)

それがどういふふうに行われているか

(ト) 世界の労働ニュース、各国の労働運動の歴史

(チ) 組合として組織の上からみて、次の点をなおして成果のあがる方法をとらなくてはいいけない。

(イ) 分会、支部と単産本部と調査連絡を今までよりしっかりとやること

(ロ) 各単産組合の調査と産別会議の調査とをうまくつなぐこと

(ハ) 組合内や組合外の専門家、調査研究機関と連絡をとり、たがいに助けあう

(ニ) 調査活動の成果を宝のもちぐされとせず、なるべく早く印刷、出版してひろくくばる

(ホ) 産別会議内の調査の係を調査専門にやらせ、それぞれの問題や受持ちについてとことんまで調査、研究する

今まで産別会議の調査は組合の者だけでなく、ひろく組合外の人からもしだいに注目されるほどよいものになったが、今後この方針に従って全組合員諸君

と手をにぎり合せて、資本家階級にたいして闘うためにさかんに活動してゆかなくてはならない。

この方針をみると産別会議が労働組合の調査活動を非常に巾広く考えていたことが知られる。すなわち、労組にとって直接関係する労働諸条件の調査にとどまらず、内外の労働事情や資本の側の諸条件の実態把握までを、調査すべき事項として考えていたのである。しかし労組の分会や支部はいうまでもなく、一単産であってもこれらの調査の全てを行うことは到底できるものではない。そうではなくて、沢山の労組が「それぞれの持場でしんげんに調査活動をやって」、それを例えば産別会議のような組織を軸にして「大きくまとめ」てゆき、総体として政府や資本が行う調査に対抗できるような調査活動の実現を構想していたのであった。そして産別会議がそのような調査活動に懸命に取り組んでいたことは、機関誌の全記事を通じてうかがうことができるのである。

ここでいう機関誌は、産別会議が機関紙『労働戦線』とは別に一九四七年四月二五日に創刊した『週刊情報』とその後継誌である。『週刊情報』（「産別情報」とよばれることがある）は翌年六月に『調査資料』と改題され、同時に週刊から旬刊へかわったが通し号数が用いられた。『調査資料』は一九五〇年五月の一二七号から全労連（全国労働組合連絡協議会）へ編集が移ったが、同年八月末に全労連が解散を命ぜられたことよって発行を停止した。その後継誌が『調査旬報』（九月二五日創刊）で産別会議が編集発行をつづけ翌一九五一年六月二二日の二八号で終刊となっている。機関誌はいずれもB5版、横とじ、活版印刷、ふつうは一六頁建てで時として一八〜二〇頁のこともあった。発行部数は一

産別会議の調査活動について

九四九年八月現在で四〇〇〇部であったが「組合の組織の実態と比較すれば、まだまだ普及の余地が残されている」^(注4)状態であったし、またその配布も「分布状態が非常にかたよっており、空白地帯がたくさん」^(注5)あるといわれていた。その後の発行部数や改善についてはわからない。

さて、これらの機関誌のうち筆者が現在みることでできるのは発行総冊数一六一冊（又は一六二冊）^(注6)中の九三冊である。これらの中から狭義の調査活動——調査者が面接、観察、調査票の配付などの方法で直接的に情報を集める活動が中心の調査活動であって、文献や資料だけによる調査活動はふくまない——を抜き出して、次項で整理してみよう。

二 調査主体、調査事項と調査の方法

a 調査主体

労働組合が調査主体であるが、単産、すなわち単位産業別労働組合——たとえば全逵信労組、全日本映画演劇労組等の本部が調査主体である場合や、単産の下部にある地方支部——たとえば全日本機器労組埼玉支部、さらにはその下部にある分会（企業内組合）が調査主体である場合があり、また諸単産の上部団体——たとえば産別会議が調査主体である場合など、さまざまであった。

b 調査事項

前掲の調査活動方針の冒頭にあった「われわれの調査は闘争のための調査である」の言葉どおり、賃上げ闘争、一時金要求闘争、生産管理闘争、生産復興闘争、地域闘争、弾圧反対闘争、企業整備による解雇反対闘争等に関して、それら闘争の原因、闘争の経過、闘争の成果、闘争過程で露呈した労組活動の欠陥等を調査していた。

また、労組法一一條違反の問題、労組の分裂や幹部除名など組織上の問題、賃金合理化（能率給、褒賞金、職階給、最低賃金等の諸制度の導入など）の問題、労働協約改訂の問題等に関して、それら問題の本質や、組合員の関心あるいは認識の程度、問題解決の経験事例などを調査していた。さらには生活実態、賃金実態、労働生活実態等の調査もしていた。

c 調査の方法

事例調査と統計調査とに大別されるが、事例調査はまた左のように分類することができる。

- | | | |
|----------|--|------------------------|
| 事例
調査 | (イ)一つの労組機関が調査主体で
(ロ)調査団が調査主体で
(ハ)被調査者を召集して調査する | 被調査者のところへ出向いて
調査をする |
|----------|--|------------------------|

みられるように(イ)(ロ)(ハ)があるが、(イ)が最も一般的であった。例えばある労組の調査部が、調査事項に関係のある労組（職場）に資料の提供を求めると同時に、労組や闘争の現地へ足をはこんで観察や面接を行い、或いはそこで開かれた会議を傍聴するなどして行った調査である。

(ロ)は複数の団体が調査団を組んで調査を行ったもので二事例があった。いずれの場合も抗議行動を共同するという側面をもっており、抗議的交渉を通じて闘争の相手方を観察し、あるいは相手に面接をして調査をすすめていた。事例でみる調査団は便宜的に編成され、共同調査のための十分な準備もなしに行動に入り、そして短時日のうちに解散してしまった観があるが、労働運動における実際行動と調査活動とを結合したケースとして注目しなければならない。

なお調査団の事例がみられたのは（利用できる資料の範囲内でのことであるが）、産別会議が強い指導力を十分に保持していた第三回大会（一九四七年一月）前後であって、それ以後には「なかった」ことも付言しておこう。

(ハ)は会議を通じて行われた調査であって、次の六事例があった。会議が行われた時期の早いものから順に挙げると、産別会議本部・機器労組本部および支部・争議団による争議の合同自己批判会。産別会議選出経済再建整備委員の全国会議（二日間）。産別会議出身労働委員全国会議（二日間）。産別会議傘下単産の組織部長、争議部長合同会議（六回以上）。産別会議の主旨による総同盟、中立の分会を含む自由参加の賃金懇談会（一〇回）。産別会議・金属・電産・大化学等による労働組合電力懇談会（数回）であった。

これらの事例のうち最初にあげた争議の批判会は調査が目的で開かれたものではないが、争議についての事例調査的報告のうち争議の総括部分は批判会の報告・討論を基礎にして書かれたものであった。その他の会議では特定の課題についての参加者からの報告が、それにつづく討論の前提として重要な部分となっていた。したがって、その報告の部分に着目すれば、それは会議を通じて行われた調査であった。

調査事項に関して詳しい情報をもった者を一同に集めれば、調査者は調査のために要する時間を大巾に節約することができるという利点がある。しかし反対に被調査者の報告内容に誤りや誇張が含まれることがある。調査者は他の情報と突合せて是正する条件がないという欠点もある。しかし報告につづく討論において、報告の中の矛盾点が発見さ

れたり、さらに詳しい報告が求められることによって吟味される機会があるので、こうして欠点はある程度補われることになるだろう。ともあれ、対策におわれ勝ちな労働組合にとっては、会議を通じて行う調査方式は闘争のための有力な手段であったであろう。

次に統計調査は、すべて全数調査で標本調査はなかった。調査対象は組合員、組合本部、企業、組合が主催した集会参加者等さまざままで、調査票の回収状況は、記録がある場合は概して低かった。

三 『調査資料』第一〇〇号・巻頭言の意味

『調査資料』第一〇〇号の巻頭言は、同誌の改善すべき点をあげ次のように述べていた。

第一には、「調査資料」は、もっと闘争と結びつくことが必要である。われわれの闘争の現実を要求している資料が、時機に適して発表されるようになれば、「調査資料」は組合運動になくはならぬ武器となるであろう。

第二に、「調査資料」はその性格上、ややもすれば、専門家的になり、表現も普通の組合指導者にとっても難解なものになりがちであることに注意しなければならぬ。(後略)

「調査資料」をこのように大衆化し、闘争の武器として鍛え上げることは、単にこれを編集にあたっている人たちに期待するだけでは不可能である。

「調査資料」が全労働組合の調査活動の結果となるためにも、組合の各級機関の調査活動の成果を直ちに編集部に寄せられることが必要であり、産別に属すると否とを問わず、各組合員の「調査資料」に対する遠慮のない批判を編集部まで寄せられることが必要であろう。(後略)

右のように巻頭言は『調査資料』がもっと大衆化すること、さらに強力な武器となることを要求し、そのためには全ての労働組合がそれぞれ

産別会議の調査活動について

の調査活動の成果を編集部へ結集し、『調査資料』を充実させることの必要を指摘していた。

『調査資料』第一〇〇号がでたのは一九四九年八月であったが、この頃の同誌への調査活動の反映はどんな状況であったのだろうか。筆者が本稿において狭義の調査活動としているものを、第九一号～一〇〇号(一九四九年五月から八月までの三か月間)についてみると二事例しかなかった。これを、さきに調査活動方針が決定された産別会議第三回大会の項から翌年三月闘争の頃までの状況と比べると遙かに悪い。何故なら第三一号～第四〇号(一九四七年一月～四八年一月)の間には七事例、第四一号～第五〇号(四八年一月～四月)の間にも七事例がみられたからである。それでは続く第五一号～第九〇号(四八年四月～四九年五月)の間はどうであったかとみると、ここでは合計八事例^(注7)しかみられないのであって、『調査資料』への調査活動反映の不成績は三月闘争以降のことであったということができるのである。

第三回大会は二・一スト後に労働組合が再び攻勢に転じていた時期に開かれており、「この時の組織人員は一三〇万、地方組合を含めて二二〇万で産別会議の歴史を通じて最大^(注8)」であった。また三月闘争は「産別会議が参加した闘争として四六年の一〇月闘争、翌年の二・一闘争とともに大闘争の一つであった。そしてまたこの後、産別会議はこのような大闘争を組織したことはなかった^(注9)」といわれるものであった。これら^(注9)の時期には労組の調査活動は他の時期と比べると活発に行われており、その成果を産別会議へ結集して全労組の共同の財産にしようという視点も比較的明確であったということができよう。

しかし三月闘争以後、GHQ、政府、企業家陣営からの攻勢が強まり反動期に入ると、労働組合運動は守勢に立たされた。労組組織は動揺し、分裂がおこり、組合は弱体化していった。産別会議が第四回大会（四八年二月）において組織人員を一二五万へと減じたのはその反映であった。そして四九年にはドッジ・プランによる大量人員整理が民間企業、行政機関を通じてすすめられ、国鉄労組をはじめとする労働者の抵抗も下山、三鷹、松川など一連の怪事件が続発した中で碎かれてしまった。後退につぐ後退を余儀なくされたような闘いにおいて、多くの労組は調査活動の余裕を失ったであろう。加えて第五回大会（四九年一月）へ向って更に瘦せ細っていった産別会議（組織人員は七七万となった）であってみれば、調査活動の結集が困難となったとしても不思議ではないのである。『調査資料』第一〇〇号の巻頭言が書かれたのは丁度この時期であった。また労働調査協議会が「調査戦の立ちおくれをとりかえすために」^(注10)と題して中国共産党の調査活動に関する文書を翻訳紹介したのはその一か月前のことであった。

四 全労連の調査活動方針

『調査資料』は「統一行動の発展によって産別会議の任務は終了する」^(注11)という「第五回産別大会の決定を具体化するために」^(注12)第一二七号（一九五〇年五月）から全労連で編集発行されることになった。この時期にあたって全労連第五二回委員会は新に「全労連の調査活動の任務と方針」を決定した。左に掲げるのがその全文である。

全労連の調査活動の任務と方針

調査活動の基本的性格と方向

従来の調査活動は調査組織の不統一と無方針のために闘争が激化するにつれてゆきづまりをみせ、ほとんどの支部、単産地方組織の調査機能はマヒ状態に追いこまれた。かろうじて調査専門部をもっている機関でも活動力はよく、闘争を組織し闘争に応ずる調査活動がだんだんに失われて行く傾向があり、その結果は産別、全労連の組織的調査活動が弱体化し、一方では労働組合の組織からはなれた労調協のごとき誤った組織が生れた。

このような欠陥とあやまりを克服し調査活動を闘う労働組合の基本的任務のレールの上にとりもどすためには

第一にあらゆる調査活動が組合員大衆自らの要求にもとづいて行われ、その成果を組合員自身が吸いとって行くものでなければならぬ。

第二にそのためには組合組織の最末端である分会の調査活動を指導強化し、それをつみ重ねることによって支部、単産の調査活動を充実することが大切である。全労連の調査組織はこのようにして下からの統一としてその力を発揮することが出来、全労連の調査活動の力の強化は、同時に単産、支部、分会の調査の統一を推進するのである。

第三に調査活動自体が労働組合の他の諸活動と切りはなされず、組織、宣伝、財政を含めた全体的なものの一環としてとらえられなければならない。

言葉をかへていえば調査活動は組織、宣伝、活動であり、組織宣伝活動は調査活動そのものである。

第四に闘う労働組合の調査は、それを構成する各級機関の組織の強化と相まって推進されるのであるが、当面する諸任務を達成するために、政党、市民、農民、青年婦人団体の調査活動との提携をより一そう強化すると共に民主的な調査研究機関との協力体制を確立しなくてはならない。

当面の調査活動の重点

このような調査活動の基本方針にもとづいて、われわれは当面次の点に調査

活動の重点をおかねばならない。

(一) われわれはどんな状態におかれているか。

恐慌の進化によって内外の反動勢力は労働者階級に一切のギセイをおしつけようとしている。その結果賃下げ、首切り、労働強化等はあらゆる職場に広汎に起こりつつある。これに対する労働者の闘争の要塞は職場の中にある。従って、われわれはどんな状態におかれ、どこに闘争のあしがかりを求め、この闘争をいかに組織しなければならぬかをつかむため

イ、賃金 ロ、労働環境 ハ、生活状態 ニ、労働協約 ホ、社会保障

ヘ、組織 ト、国際労働運動等の調査を精力的に行わなければならない。

(二) 以上の調査を充実発展させるため敵はどんな危機におかれているか、敵の攻撃がどう加えられているかを系統的に把握しなければならない。そのため次の点を調査する必要がある。

イ、財政金融政策 ロ、物価政策 ハ、税金 ニ、貿易政策 ホ、各産業の破壊状況 ヘ、国際独占資本の動向

調査活動の組織

(一) 全労連の調査活動は、全労連に加盟する単産を中心として広く労働組合の調査活動家を中心に行う。

(二) この活動を掌握統一するため調査活動者会議を設ける。調査活動者会議は組織、教育、宣伝、機関紙等の各活動者会議と一体となって活動する。

(三) 調査活動者会議は各単産本部及支部、分会の調査活動家によって構成する。調査活動者会議の活動を円滑にするため、活動者会議中より一定数の委員をえらび、運営委員会を設ける、運営委員会は事務局と連繫して調査活動の事務的処理を行う。

(四) 調査活動者会議はこれに参加する労働組合の調査活動を統一し、発展させると共に必要に応じ各種の調査カンパニヤを組織する。

産別会議の調査活動について

(五) 諸活動の成果の発表は調査資料、機関紙等によって行う。

調査資料は産別調査資料を受けついで、その編輯は調査活動者会議があた

(六) 以上の諸活動を充実させるために、産労、労研等の民主的調査研究機関と密接な連ケイをとる。

全労連のこの方針を、それより二年半前にてた産別会議の調査活動方針と比べると、基本的な考え方では変化はない。ただ重点のおきどころにおいて、産別会議の方針が調査の意義・目的を比較的詳しく説いているのに対して、全労連の方針は調査組織のあり方を力説し、具体的な指示を与えているところに相異がみられるのである。全労連が調査組織を重視しているのは、当時の労組における調査活動の不^(注13)振の原因が「調査組織の不統一と無方針」にあると考えていたからであった。

これに関連して想起されるのは関西労働調査会議の機関誌『労調時報』第三五号の論文「労働組合の調査活動をいかに発展させるか(試案)」である。この論文は一九四九年一月に発表されたもので、理論生計費計算を不生産的といい、暗に産別会議調査部のあり方を批判しているとも思われる内容をふくむものであったが、第五項(最終項)を「調査は組織である」と題し、「組織なくして調査はない。このことは過去四年間^(注14)の組合調査活動の経験にてらしても明らかである。……」と結んでいる。この論文が発表された時期からすると、全労連の方針がここから示唆をうけたことも考えられるが、しかし「調査は組織」は当時においては、両者共通の認識であったとみる方が、より事実に近いのではないだろうか。

II 労働組合の調査活動の実際

一 事例調査に類するもの

a 争議・闘争・運動関係

「東洋時計争議報告」(九号 一九四七・六・二八)^(注14) 一九四六年十一月末からの二週間余の生産管理闘争をはさみ、前後六ヶ月に亘った争議の全日本機器労働組合埼玉支部による報告。会社の概況からはじめ、労組発足時は組合長が職長に、副組合長が勤労課長に、他の役員も課長、職長、係長等に占められた会社組合であったこと。組合役員の民主化を経て待遇改善に立ち上がり、会社側の分裂策動や解雇処分^(注15)に抗して生産管理に突入した^(注15)こと。生産管理は「いままでより四倍もの生産高をあげた」が、やがて「警官二〇〇名にまもられて鉄の棒やまるたん棒をふり回し、アシユラのようにあばれ」る再建派労働者と暴力団とによって死者一名をふくむ多数の負傷者をだして工場から排除され、敗北していた経過を約一万字で述べている。報告は末尾に「全国の労働者はこの争議の敗北の中からいろいろの教訓をくみとってほしいと思う」と記し、争議の欠陥と共に成果をも総括しているが、この総括は争議終結の直後に開かれた「産別本部、機器本部、機器埼玉支部、争議団などの合同の争議批判会」を経てまとめられたものであった。

生産管理闘争は、戦後初期におけるわが国労組の主要な闘争形態であった。しかし、一九四六年六月の政府による「社会秩序保持にかなする声明」以後、非合法化される傾向が生じ、東洋時計の生産管理は最初に起訴されたケースであった。なお、この報告の掲載誌(同号)は、東京

芝浦のエム・エー・ワン・ボデー社において、労組推せんの会社幹部(部課長)が誕生した経過と、その是非についての見解を付した産別会議法律部からの記事をものせていた。

「東芝職場闘争の教訓」(三二号 一九四七・二・二六) 神奈川県

方産別会議の報告で副題を「生産復興闘争と賃金闘争との多面的なむすびつき」としている。生産復興は「ヤミとインフレに対して闘わねばならなかった当時の状況」^(注16)から産別会議中闘が、一九四六年一月に爾後の闘争目標にすえ、翌年の第三回大会(二月)において中心的な闘争目標として決定したものであった。

報告は冒頭に東芝堀川工場ガラス課が一九四六年三月に「生産をサボる経営者が故障のままに放置しておいたアイパンホウ機(真空管電球の生産能力八万個を有し、日本にただ一つしかない)の修理にかかり、六月に火入れして、当時の真空管電球不足の危機を救うために大きな功績をあげたこと」をあげ、その後展開された生産復興闘争状況を主として堀川町分会のほか一分会の場合について述べている(約一万字)。

「金属鉱山の復興闘争」(四〇号 一九四八・一・二四) 全日本金属

鉱山労働組合連合会(全鉱)による報告。全鉱は一九四七年一月の臨時大会で生産復興闘争の展開を決定したが、その後、各労組における生産復興闘争の実情を調査し「傘下組合の活潑にして正しき生闘の歩み」を促す目的でこの報告をした。「戦後操業は一炉に止まり電気銅生産も二〇〇トン以下に落ちていた」小坂鉱山で、労組が「自主的に二炉操業四〇〇トン生産の計画を立て」た。そして関係官庁と交渉して「石炭の枠」を獲得し、自山鉱生産では不足する銅鉱を他鉱山の労組の協力によ

って確保して増産を実現した。こうして「会社の首切案」を撤回させた事例をはじめ、「最も積極的に生産闘争を展開している若干の労組の生々しい実例」が「現場生産闘争の種々相」としてまとめられている(約一万三〇〇〇字)。

「地域闘争の諸形態」(五四号 一九四八・五・一) 産別会議調査部による報告。産別会議は一九四八年三月と四月にしばしば組織部長、争議部長会議を開いて、当面の闘争方針を「地域闘争即生産復興闘争」と規定し、その実践方法を検討し、そのために必要な機関について討論を重ねていた。それは「いまや闘争の形式を一変させねばならない状況に入ってきた」ので「もはや単産の線だけで勝利をえられるような甘い時代ではなくなった」^(注17)という情況認識に立っていたからであった。

この報告は地域闘争の形態事例として「青森における地域闘争」、「大阪の摘発闘争」、「宮城県における闘争」、「町民農民との共闘で成功した例」、「国鉄労組の復興闘争」、「国鉄と炭鉱との生産復興闘争」、「農民との共同闘争」の七事例をあげている。これらの事例はすでに六回まで重ねられた組織・争議部長会議で報告された闘争事例の中から典型的なものとして抽出されたものである。

「印刷5社闘争の教訓」(二五号 一九四七・一〇・二八) 全日本印刷出版労働組合書記局による報告で副題を「共闘委員自己批判会討論の総括」としている。印刷5社闘争とは凸版・大日本・共同・帝国・東京証券各印刷労組が共同して飢餓突破資金を要求し、一九四七年七月下旬から約一ヶ月間の一斉ストライキを行った闘いであった。「このストライキは二・一スト闘争以後沈潜状態にあった日本の労働者階級の運動に

産別会議の調査活動について

新らしいいぶきを吹きこんだものとして、資本家階級から強力な抵抗をうけると同時に、労働者階級からは熱烈な支持応援を与えられ」、要求を貫徹して終結した。

しかしスト闘争は5社共闘委員会にとっては予定外のもので、むしろ自然発生的に突入することとなったため、闘争は戦術的にも組織的にも困難な問題にぶち当たざるを得なかった。この報告は、それらの苦い経験を含めて争議を総括し、他分会、他産業の労働者の批判検討を得て「相ともに今後の闘争に資」することを目的にまとめられている(約一万三〇〇〇字)。

「刈谷争議の経過と教訓」(三九号 一九四八・一・一七) 全日本鉄鋼産業労働組合による報告。愛知製鋼刈谷分会の争議に関するもので、争議は前記印刷5社と同時期の一時金要求(月一〇〇〇〇円の突破資金七、八、九の三か月)に端を発している。分会は一九四七年八月上旬にストライキに入ったが、間もなく分会内にスト反対派が生まれ、スト派五三七名に対して脱落組一七四名という困難な事態となった。スト破りも現われ争議は長びいた。分会は一月上旬に生産管理に移り、ようやく解決に至ったが、要求は不十分にしか達成できなかった。

愛知製鋼は豊田系の企業で、刈谷分会は「全豊田中最も強いと称せられる組合」として過去数年来「オール豊田労組の先頭」に立ってきたのだが、今回はこれまではなかった苦戦を余儀なくされたのであった。報告は「資本家のとってきた組合御用化政策」を分析し、また争議における分会活動の積極面を評価すると共に、露呈した消極面も詳細に分析している(約一万四〇〇〇字)。

「岩手教組事件に対する調査報告」(三九号 一九四八・一・一七)

共同調査団による報告。事件は一九四七年「二月一八日岩手県庁における国分知事と岩手教職員組合との間に行われた生活補給金、寒冷地手当問題と新学制実施についての団体交渉」に關し、四人の教員が暴行傷害の容疑で起訴されたことで、同月二六日、盛岡地裁で第一回公判が開かれた。共同調査団はこの公判にむけて、東京から派遣された全労連、産別会議、労農運動救援会、日本民主主義文化連盟の各代表によって翌二七日に設けられたものであった。共同調査団は「本事件の真相を詳細にわたり調査の結果、本件が最近一連の反動攻勢の現われであること」が明確になったとし、「不法弾圧に対して全力をあげて闘う」との声明書を即日作成し、それを携えて副知事(知事不在)、担当検事、地裁所長、県会事務局長等と面接した。報告は事件の概要と共同声明、および面接結果を内容とし調査団設置から四日目の一二月三〇日にまとめられている(約五〇〇〇字)。なお、掲載誌同号は本報告のあとに、起訴された「二青年教員の手記」(約二七〇〇字)と「第一回公判要録」(約三七〇〇字)を併載している。

「帝銀における賃金闘争の経過とその意義」(一〇七号 一九四九・一

〇・二二) この報告は一九四八年末ごろから始まって「製造工業や鉱業に吹きまわった工場閉鎖、首切りの嵐が」金融機関にも迫ってきた時期に、銀行員の賃下げの一事例として紹介されたものである。帝銀の従業員組合の賃金闘争を抑え込んだ大蔵省銀行局長の通牒や中労委の態度、さらにはその背後にあったデイス・インフレ政策や産業資本の金利引下げ要求など賃金ストップ政策の舞台装置も詳細に分析している。報

告者は産別会議調査部であった(約二四〇〇字)。

「賃金対策懇談会議事録」(一二五号・一二八号・一二九号 一九五〇・四・二二～六・一)

賃金対策懇談会は産別会議の主唱によって一九五〇年一月二八日から四月一九日まで、前後一〇回に亘って開かれた。当面する賃金闘争の発展のため「産別、総同盟、中立をとわず、あらゆる分会による自由な参加」を求めた懇談の場であったが、それは会合を通じて行う調査という側面をもっていた。議事録はまえがきで「大まかにみると、第一回から第五回までは、出席組合が賃金闘争をどう進めているかの報告に重点をおき」と述べていた。各労組はまず「賃金面に現われた資本攻勢とこれに対する反撃の状況」についての一般的な報告からはじめ、回が進むと「職階給制」や「最低賃金制」などの問題へ次第に焦点をしばった報告に移っていった。若干の企業の賃金合理化策に関しては特に詳細な報告が行われていた。また議事録にある諸発言を通じて、賃金世論調査や実態生計費調査が、当時は諸労組においてかなり広く行われていたことも知られる。

なお懇談会への参加組合・団体の数は一〇～四〇で、参加延数は一五〇以上であった。議事録の作成者は『調査資料』誌の編集部(産別会議、のち全労連)であったと思われる(約二万八〇〇〇字)。

「産別会議出身労働委員全国会議事録」(四三三号 一九四八・二・一

四) 産別会議が一九四七年二月二～三日に表題の会議を開催したのは、企業整備の本格化につれて労組法第一条違反による組合活動家の排除が頻発するという時期であった。当時の産別会議には「労働委員会の中立委員、資本案側委員は同一歩調をとり、それは単に地方地方の労

働委員会においてでなく、中央、地方の縦横の連絡があるように思われる」という認識があった。そこで労働委員会における労働者委員の相互連絡を密にして「統一した強力な対策」をたてる必要に迫られていたのであった。会議には中労委員一名と二六都道府県の地労委員二九名が出席し、各地労働委員会の情勢報告からはじめていた。報告は労働委員の党派別構成、労組法一条違反事件についての労働委員の対応の実際および労働委員会が抱えている内外の諸問題等が内容となっていた。議事録でみるかぎり委員たちの報告に精粗はあったが、会議を通じての調査となつている。会議は報告につづいて「労働委員会のあり方」や「労働法改正問題」について討議していたが、討議の記録もまた労資の主体的・客観的諸条件についての資料を豊富に提供していた。議事録の作成者は掲載誌の編集部で約一万七〇〇〇字。

なお企業整備に関わる労組法第一一条違反については「機器日本タイプ分会の提訴状」(三八号 一九四八・一・一〇)が、同じく編集部から紹介されていた。これは全日本機器労働組合日本タイプライター分会が、会社と第二組合とを東京都地労委に提訴した訴状の全文であった。不当解雇された組合役員と、組合役員でありながら解雇されなかったものについて個別にその組合活動の内容や勤務状況などを、調査にもとづいて記述しているのがみられる。

「産別選出経済再整備委員全国会議議事録」(四二号 一九四八・二・七) 産別会議が一九四八年一月二九〜三〇日に開いた表題の会議は、経済再整備委員会に関わる労組活動を企業整備に対する闘争の一環として正しく位置づけ、その活動を強化することを目的としていた。

産別会議の調査活動について

会議参加者は中央段階委員三名、東京・名古屋・近畿・大阪・九州・北海道の各地方段階委員八名、東京都ほか二一府県段階委員二九名であった。会議は「経済再整備委員会の状況報告」から始まり、名古屋ほか二地方、東京都ほか五府県の委員が順次報告したが、それらの報告は、そのまま会議を通じての調査の内容をなしていた(議事録でこの部分は約七二〇〇字)。

この全国会議の後、三月一八日に産別会議(全労連企業整備対策委員会の主査組合)の司会で「経済再整備委員会労働者委員をかこむ懇談会」がもたれた。その席で中央段階委員の一人は委員会の実状について報告し「これは官制上では、内閣総理大臣の諮問機関にはなっているが、それは極めて形式的なものとなり、事実是一部官僚と金融資本の代表によってひきずり廻されている状況にある」と述べた。^(注18)委員のこのような委員会についての認識の基礎には彼も出席したさきの全国会議での地方・都府県からの諸報告があったのである。

「日紡貝塚事件の真相」(三六・三七合併号 一九四八・一・三) 関西地方産別会議による報告。事件は日紡貝塚労組が一九四七年九月一六日の執行委員会で、組合員五名を「組合の統制を乱す」として除名し、会社がその五名を即日解雇したことであった。その後、被解雇者による地労委への提訴、地労委斡旋案の不成立、抜打ち的組合大会での除名決定等という経過の中で、除名解雇を不当とし五名を支援する諸労組が日紡問題合同調査団をつくり現地調査を行った。調査団参加組合は私鉄総連関西地協、国鉄大阪府協、大阪地方産別会議、阪南地区産別会議、全遞大阪地協、電産大阪支部、大阪官公労組協議会等一八組合。各労組は一

○月一日～八日の間に個別に現地へおもむき、独自の方法で会社幹部や組合幹部に面接したり、国鉄労組のように、日紡貝塚の女子労働者から非公然に聞き取りをするなどの調査を行った。調査団は一〇月二日に共同会議を開き、調査結果を集約し、声明書を発表した。調査報告記録（掲載誌上の）は約八四〇〇字。

「職場内の文化活動調査」（九九号 一九四九・八・一） 産別会議文化部が「敵の破壊攻勢と味方の防衛闘争はますますはげしくなろうとしているとき、組合はこの闘争を勝利に導くために文化活動を十分に役立たせる準備はできているだろうか」との問題意識のもとに行った調査であった。金属・化学・全遊・印刷・電産の五単産加盟分会二〇余を訪問し文化部長やサークル責任者から聞き取りしている。しかし「残念なことには」組合員の文化的要求を調査していた分会の例は皆無にちかく、サークル活動や組合の文化活動に関する記録もなかった。「大ていのところでは……おぼろげな記憶や勘」にたよって話を聞くに終わった調査であったが、九事例について報告があり、それで九九号の全頁（二〇頁）が埋っている。

なおこの項に分類されるものとして

『民主化同盟』は何をしたか——旭化成、豊和工業における典型的な罪悪（八一号）

「国鉄の職場放棄はなぜおこったか」（七二号）

「全通・清水の劃期的な職場闘争」（七二号）

「国立清瀬病院における闘争」（一一三号）

があるが紙数の関係で説明は省かなければならない。

b 資本の攻勢関係

「賃金の面にあらわれた最近の資本攻勢」（四六号 一九四八・三・六） 産別会議調査部の報告。副題は「低賃金針づけと能率給・職階給の意味するもの」で四事例をあげ、それらがいかに「組合弱体化、低賃金、労働強化」につながるものであるかを指摘していた。事例1は日本鋼管鶴見製鉄所の褒賞金で、生産金額、直接工数、工事節約、工事進捗のそれぞれに結びつけた四種があった。事例2は三井造船玉野製作所の職能別奨励金で、従業員を直接工務員、間接工務員、技術・事務等の職員の三職能に区分していた。事例3は三菱長崎造船所の奨励金で出産高と結びつけられていた。また労組へ追給提案もしていたが、それは時間内の組合運動停止、不良者・不能者の整理、給食の廃止等と引換えに支給するというものであった。事例4は鶴見製鉄所の褒賞金で、標準生産量の達成率に結びつけられていた（約一万五〇〇〇字）。

「能率給の実態」（七七号 一九四八・一一・一一） 全電工調査部による報告で「電機工業における生産報奨制の一例」を副題としている。調査は「能率給が労働者の労働条件、労働状況、意識に対し、また生産その他の企業活動、作業上における諸部面に対して与えた影響をみることはぜひとも必要」との観点から、電気工業における四企業（五工場）の能率給を対象としていた。

なお全電工は一九四七年一〇月にも傘下労組が所属する企業二九社について「賃金支払形態」の調査を行っていた。それによると調査対象企業の約半数が能率給を採用しており、従業員数でみれば「圧倒的多数が何らかの形で」その適用下にあった（約一万二〇〇〇字）。

「組合弱化をねらう資本攻勢」(四〇号 一九四八・一・二四) 報告

者は前三菱化工機労組連合会事務局長で、副題は「三菱化工機組合幹部追放の実相」。三菱化工機労組は「経営民主化に力をそそぎ、経営協議会、生産復興会議を他社に先んじて」もつという組合であったが、会社側の圧力と巧妙な策略に攻められて、組合幹部を自らの手で追放するという事態に追い込まれ弱体化していった。報告は一九四七年一〇月八日の経営協議会以降の会社側の強硬態度と駆け引き、そこから生じた中闘の動揺、「反共攻撃と会社の「急進分子」排除要求、そして一二月から翌年一月にかけての組合による幹部の除名(即会社による解雇)に至るまでの経過を克明に述べている(約七二〇〇字)。

「分裂をおこすものは何か」(六一号 一九四八・七・一) 副題は「全国車輛三原支部第二組合問題の真相」。三原支部は三菱重工業三原車輛製作所(従業員約三、九〇〇名)の労組で「従来根強い闘争力をもった組合であるという印象をもたれていた」が一九四八年四月に分裂した。報告は同年二月下旬にはじまった反共攻撃から第二組合結成までの経過、第二組合を適法として認可した広島県地方労働委員会の見解、会社および総同盟の態度等について述べていた報告者は掲載誌の編集部であろう(約七六〇〇字)。

「外資導入のための産業破壊の典型」(七六号 一九四八・二・一) 副題は「帝国石油の首切り企業整備をめぐる」。帝国石油の労働組合(九、二五五名)は一九四八年六月、中央労働委員会に「最低生活を保障する賃金」「退職手当規程の即時改正」「企業整備による首切り反対」等の要求に關し提訴していた。しかし七月二日、会社から三、七〇〇名

解雇の企業整備案を通告されたのでこれに対抗して八月六日から全国一斉無期限ストに入った。

報告は企業整備についての会社側の主張、それに対する組合側の批判と主張、背後にあったGHQの介入やアメリカ石油資本の意向などを詳細に述べている。報告者は掲載誌編集部と思われる(二万二〇〇〇字)。

「労働組合電力懇談会」(一一七号 一九五〇・二・一) 懇談会は電気料金の値上げと一九四九年度第4四半期の電力割当が「賃下げや首切り」となって「労働者階級に大きな影響を与えるので、これの実情調査と闘い方を協議するため」に開催されたものであった。産別・金属・電産・大化学等三〇組合が参加し、それぞれの所属産業部門・企業の実情が報告された。それと共に、それらの情報を「ただちに組合で広く宣伝する必要」があること、及び「もっと他産業への影響を詳しく調べて」次回以降にもちよることも申し合わされていた。報告者は掲載誌の編集部と思われる(約四〇〇〇字)。

c 産業・労働者事情関係

「N電解の経営事情と賃金問題」(一一二号 一九五〇・三・一一) 掲載誌編集部が報告者だが、この報告は「現在の中小企業がおかれた経済的な立場と、そこで働いている労働者がどんな状態にあるかをつかむために、一つのサンプルとしておこなった調査である」と述べている。内容はN電解の経営状態の概要と賃金改訂案の批判的介绍で、一九五〇年二月の賃金対策懇談会(前述)における報告をまとめたものであった(一万四四〇〇字)。

「浅草六区の婦人労働者の生活実態」(No.2 一九五〇・九・二五)

日本映画演劇労組調査部が行った東京都浅草の松竹系映画館（8館）で働く婦人労働者の生活実態調査。対象になったのは、モギリ（改札で切符をもぎる）、テケツ（チケット売り）、案内の三職種で、二〇〜二四歳までの、扶養家族のない独身者ばかり五三名。調査票を用いない面接調査の方法で、収入額・家計への寄与・小遣いの額と使途・支配人の言動・仕事上の身分に満足しているかどうか・労働時間制度と労働の強度・職場の環境・健康・娯楽・職場および勤務上の諸問題の解決方法についての考え方・労働組合等々のききとりをしていた（約一万三三〇〇字）。

「産業軍事化の実相」(1) (一二八号 一九五〇・五・二二) 「化学産業における軍事基地化」——眼前にあらわれた戦争準備——として岐阜揖非川電工、保土ヶ谷保土ヶ谷工場、日本触媒、日本セメント大阪工場、日本化薬ほか一六工場からの情報にもとづく報告。朝鮮戦争が始まる直前の時期に行われた調査であった。報告者は掲載誌の編集部（約七五〇〇字）。

二 統計調査に類するもの

a 賃金関係

「賃金調査報告（一九四七年十一月）」(四二号 一九四八・一・三一) 産別会議調査部による毎月調査の十一月分の報告で、賃金階級別、労働別、性別構成表と、賃金総額中の基本給比率別組合数表を掲出していた。しかし「十一月分調査は当方の手違いからほんの一部の調査になってしまった」といい、更に一二月分についても「回収率が非常に悪い。一二月分ももどってきているのは未だ数十組合にすぎない」と追記していた。

一二月分の集計結果は(四四・四五合併号 一九四八・二・二七)に発表していた。

「緊急賃金調査報告」(六七号 一九四八・九・一) 産別会議調査部による一九四八年三月分の賃金調査。対象を扶養家族の有無と人数、年齢階級、性と職種で規定した三つのタイプの労働者に限り、その三月分の月収を労組ごとに九名（タイプ三人）づつ調査していた。

「印刷労働者の賃金はどうなっているか」(二〇七号 一九四九・一〇・二二) 印刷出版労組調査部が「六月に集めた個人別賃金調査表」を用いて産別会議調査部が行った統計分析結果であった。

「重電気工業の賃金調査」(一二九号 一九五〇・六・一) 全金属労組が二月（一九五〇年）に行った賃金調査の分析だが報告者は不詳。企業別、労働別、年齢別、勤続年数別等の集計をし、また前年九月にも行った同じ調査結果との比較もしていた。

b 生計費関係

「生計費調査の一報告」(三二二号 一九四七・一一・六) 「全国的に工場をもつ某会社の労働組合」が七月に行った調査で、調査対象は従業員のうち主として本人の収入で生計を維持している者が選定された。五〇〇世帯が対象とされたが集計されたのは二六九世帯。調査様式は労研式を採用していた。

「私鉄の越年資金要求額」(No.7 一九五〇・一一・一五) 私鉄は表題の要求額を算出するにあたって「世帯別の生計費及び賃金収入の状態」をあらわす統計を用いたが、これは全国各地の私鉄で実施した生活調査（昭和三年一月〜二五年六月までの二〇か月間）の結果であった。

c 生活関係

「結婚資金について」(三三三号 一九四七・一二・一三) 産別会議婦人部・調査部の報告。事例として東芝関東地区青婦協議会及び東芝堀川町青年部調査班による結婚費用内訳の算定資料を用いていた。また「各経営の結婚資金調査」結果の一覧表も付けていた。

「労働組合結核集団検診実施状況調査の結果」(四二号 一九四八・一・三一) 産別会議保健部が傘下の組合(四〇工場・会社)を対象に行った郵便調査の結果であった。しかし「調査計画の不備と保健問題についての組合の関心の低調さも手つだって回収が悪く」回答は一〇〇組合にとどまっていた。

「青年婦人労働者の生活実態調査」(二二六号 一九五〇・五・一) 全官労青婦協が二月に行った調査で、統計局・商工・農林・労働・建設等各労組の青婦人部が協力した。調査項目は1職場における青婦人の地位及び待遇、2青婦人と家計の状態、3文化的欲求について、4職場要求・賃金要求であった。調査票は二〇〇〇枚配付して四五一枚が回収された。

d 教育・宣伝・文化関係

「自立演劇活動の実情」(八一号 一九四九・二・一) 産別会議文化部が演劇研究会(文化部主催で演劇指導者養成が目的)出席者を対象にしたアンケート調査。演劇運動の実情、組合運動に及ぼした影響等が調査項目であった。講義中に調査票を配りあとで回収していたが回収数は受講者を下廻っていた。

「全通傘下組合雑誌調査」(八八号 一九四九・四・一一) 産別会議

産別会議の調査活動について

文化部が「全通本部に集まっている傘下支部発行の機関誌、文化誌を調査」した。昭和二〇年〜二四年の各年ごとに、誌名・号数・発行所・性格・編集・様式を調べていた。二三年に誌数が激減したのは用紙配給の不足の反映であると述べていた。

三 その他

事例調査に類するが調査事項が特異なものと、報告中にいくつかの労組による調査が見出されたものと、それぞれ一事例をここに配した。

「不正摘発闘争」(一〇三号 一九四九・九・一一) 一九四九年のきびしい反動期の中で劣勢にあった産別会議系労組は、「挑発と弾圧のほかに政策のなくなった資本家階級がいかに腐敗しているか」を暴露すること、すなわち「不正摘発闘争」を「支配権力にたいする闘争」の一環として位置づけていた。掲載誌本号はこの闘争の特集号で、全官労、全公団、全通三労組のそれぞれ独自の調査にもとずいた不正摘発闘争事例(二一事例)を全二六頁に収録していた。

「産別会議第五回大会への参考資料」(一一一号 一九四九・二・一)

この資料を作成した産別会議調査部は「まえがき」の中で「この資料はきわめて部分的なものが多く、完備したものとはいえない。今後各組合の調査活動をさかんにして、これを産別会議調査部に集中されることを特に要請したい」と述べていた。この資料では次の諸調査が引用されていた。

「全通大湊支部の主食配給調査」、「東京貯金課の文化活動調査」、「池貝鉄工所神明工場の賃金調査」、「金属電工調査部の残業時間調査」

以上。

おわりに

本稿をおわるに当って思うことは、戦後労働組合の調査活動が、これまで考えていたよりも、はるかに多彩であり貴重な経験をのこしていたということである。

私は前稿〔戦後労働組合の調査活動〕(一)立命館大学人文科学研究所紀要第一九号(一九七三年)において、戦後労働組の調査活動は賃金調査にはじまり、一九五〇年ごろまでは殆どそれだけであったと書いた。そこでは産別会議は理論生計費算出の主唱者として現われたにとどまっていた。

ところが今度、産別会議(全労連)の機関誌を調べてみると、僅か三年余の間に四〇数例の調査を見出すことができた。機関誌には約四〇%の欠号があったから、その部分を見ることができたら、事例数は増えるであろう。事例のうち最も多いのは争議、闘争あるいは運動に関する事例調査であった。これらの調査は勝利や失敗の、さらには敗北の諸経験を総括して他労組の参考に供するのが目的であった。経済再建整備や賃金合理化等については、本質をさぐり、その問題をめぐる彼我の力関係を測る調査もしていた。職場の文化活動や、青年婦人労働者の生活実態、あるいは健康検診に関する調査もあった。賃金調査だけが行われていたわけではなかったのである。

調査方法にも注目すべきものがあつた。それは対策会議や懇談会を通じて行つた調査や、抗議行動を伴つた調査団の調査である。労働運動の実践が自らこのような調査形態を生みだしたわけであろう。だが労組自身

が、これらを組織・宣伝教育と結合した労組独自の方法として意識的に把握していたかどうかは判らない。その後、この種の調査方法が労組でどのように用いられているのか知りたいと思う。最後に、紙数の関係で、産別会議の理論生計費に関する活動についてふれなかつたことを、ことわっておきたい。(一九七九年七月三〇日)

注

注1 「明大講堂において臨時大会開く。スト偏重、教育活動の不足を自己批判し、新しい運動方針を確立」産別会議史料整理委員会編『産別会議小史』付録年表一五頁。

注2 産別会議編『産別会議はどう闘うか』産別会議出版部一九四八年一月刊七二頁以下。

注3 『週刊情報』は第八号まで謄写印刷であつた。

注4 『調査資料』第一〇〇号一頁。

注5 『調査資料』第八三号一二頁。

注6 『調査資料』の終刊号が二三六―一三七号のいずれか確認できない。

注7 三一号と五〇号および九二号と一〇〇号までは全冊をみる事ができたが、五一号と九六号は四〇冊のうち一七冊が欠号になつていた。したがつてこの期間の調査事例は本当はもう少し多くなるかも知れない。

注8 『産別会議小史』五五頁。

注9 同右 六六頁。

注10 労働調査協議会機関誌『労働調査時報』第一七号(一九四九年七月二〇日)は、この標題を掲げた巻頭言をのせ「中共・中央の調査・研究に関する決定」および毛沢東『農村調査』序言を紹介した。

注11 『産別会議小史』九五頁。

注12 『調査資料』第二七号一頁。

注13 『調査資料』への狭義の調査活動の反映の状況は、一〇一号と一一〇号

が二事例、一一一号〜一二〇号が三事例、一二一号〜一三〇号が三事例であった。一〇一〜一三〇号は四九年八月から五〇年六月の間に発行され、三〇冊あるが、このうち四冊が欠号であった。

注14 号数は以下の機関誌の号数。五六号までは産別会議編『週間情報』、五七号〜一二六号は産別会議編『調査資料』、一二七号以下は全労連編『調査資料』。アラビア数字の場合は産別会議編『調査旬報』。なお号数直上の小題は掲載誌の見出しと同じである。

注15 「」内は掲載誌同号の関係記事からの引用。ことわりのない場合は以下同じ。

注16 『産別会議小史』五五頁。

注17 『週刊情報』五四号一〜二頁。

注18 『週刊情報』五〇号一頁。